

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	寝屋川市 学校保健安全法による医療費援助に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

寝屋川市教育委員会は、学校保健安全法に定める医療に要する費用についての援助に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

寝屋川市教育委員会

公表日

令和3年12月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寝屋川市 学校保健安全法による医療費援助に関する事務
②事務の概要	<p>学校保健安全法第24条の各号に該当する児童生徒の保護者に対し、学校保健安全法施行令第8条に規定する疾病の治療に必要な費用の支給を行う。</p> <p>①対象疾病に罹患した要保護・準要保護世帯の児童生徒の保護者から医療券交付願を受け付ける。 ②保護者へ医療券を交付する。 ③医療機関から医療券に対する医療費請求を受理、審査する。 ④医療機関へ医療費を支払う。</p>
③システムの名称	学務情報システム、自治体中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
学務情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	27(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第23条)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施しない]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	学校教育部 学務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 〒572-8555 大阪府寝屋川市本町1-1 072-824-1181(内線2249)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	学校教育部学務課 〒572-8555 大阪府寝屋川市本町1-1 072-824-1181(内線3035)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月4日	対象人数	平成27年5月1日	平成28年4月1日	事後	
平成28年10月4日	取扱者数	平成27年5月1日	平成28年4月1日	事後	
平成30年2月13日	所属長	田井 秀夫	若林 勲	事後	
平成30年2月13日	対象人数	平成28年4月1日	平成29年4月1日	事後	
平成30年2月13日	取扱者数	平成28年4月1日	平成29年4月1日	事後	
平成31年4月8日	対象人数	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	
平成31年4月8日	取扱者数	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	
平成31年4月8日	所属長	若林 勲	課長	事後	
平成31年4月8日	IV リスク対策		リスク対策追加	事後	
令和1年12月10日	対象人数	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和1年12月10日	取扱者数	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和3年12月24日	I 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携①実施の有無	実施する	実施しない	事後	
令和3年12月24日	I 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	照会38、提供26、87	—	事後	
令和3年12月24日	IV6 情報提供ネットワークシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 接続しない(入手) <input type="checkbox"/> 接続しない(提供)	<input checked="" type="checkbox"/> 接続しない(入手) <input checked="" type="checkbox"/> 接続しない(提供)	事後	